

日 時 令和2年6月30日（火）

午後2時00分～午後4時00分

場 所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

令和2年度 第1回東京都公園審議会

会議録

○園尾管理課長 ただいまより、令和2年度第1回東京都公園審議会を開催させていただきます。委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は本日の進行を務めさせていただきます、建設局公園緑地部管理課長の園尾でございますどうぞよろしくお願ひいたします。

本日は新型コロナウイルス感染症対策の観点からZOOMを用いたテレビ会議形式による開催とさせていただきます。高梨会長並びに一部の幹事の皆様につきましては、東京都庁第二本庁舎31階特別会議室にお集まりいただいております。委員の皆様には、テレビ会議でご参加をいただいております。委員の皆様には何かとご不便おかけすることもあるかと存じますが、何とぞご理解くださいますようよろしくお願い申し上げます。また、本日の審議会は東京都公園審議会の運営に関する要綱第3に基づきまして会議を公開で行うこととしております。新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で傍聴者の入室を認めておりますのであらかじめご了承ください。

では、傍聴者入室の案内をお願いいたします。

(傍聴者 入室)

○園尾管理課長 なお、東京都公園審議会の運営に関する要綱第8によりまして、報道関係者の取材をお受けしております。議事が始まる前まで撮影及び録音を認めておりますので、こちらもご了承ください。

これからZOOMによるテレビ会議を進めるに当たりまして、お願いがございます。ご発言なさる場合を除きまして、お手元のパソコン等の端末のミュート機能をオンにさせていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。そして、ご発言いただく際にはミュート機能をまずオフにさせていただきます、挙手いただいた上、お名前をおっしゃっていただいておりますようお願い申し上げます。何とぞご協力のほどよろしくお願い申し上げます。また、本日は皆様にご覧いただく資料につきましては、ZOOMの画面上に随時表示をさせていただく予定でございます。こちらもよろしくお願い申し上げます。

それでは、審議会の開催に当たりまして、建設局長三浦隆よりご挨拶申し上げます。

○三浦建設局長 建設局長三浦でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。座って話をさせていただきます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、東京都公園審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、平素より東京都の公園緑地行政につきましてご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

建設局では、都立公園の拡張整備や防災機能の強化、また時代に即した官民連携による多面的活用など、多くの施策に取り組んでおります。

この6月1日には、平成25年に当審議会にて整備計画について答申をいただきました高井戸公園を新たに83番目の都立公園として開園をいたしました。

本日は、都市計画練馬城址公園の整備計画及び雑司ヶ谷霊園再生のあり方の二つの議案について新たに諮問をさせていただきます。

練馬城址公園は都内、区部では最後に残された事業未着手の都立公園で、その整備計画をご審議いただくものでございます。また、雑司ヶ谷霊園は、青山、谷中、染井の各霊園に続き、区部霊園最後の再生事業箇所としてご審議をお願いするものでございます。

さらにあわせて、令和元年度第3回公園審議会にて諮問をさせていただきました都立日比谷公園の整備計画について専門部会での検討状況をご報告いただくこととしております。委員の皆様におかれましては活発なご意見をよろしくお願いをいたします。

今後とも、東京都の公園緑地行政につきまして一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○園尾管理課長 では、続きまして、本日の審議会でございますが、16名の委員の皆様のうち13名のご出席をいただいております。東京都公園審議会条例第8条に規定された定足数である半数、すなわち8名を超える委員のご出席をいただいておりますので、現在、ご出席の委員で審議に入らせていただきたいと思います。

また、今回の諮問につきましては、霊園に関する専門的な見地からご意見を伺いたく、東京都公園審議会条例第4条に基づき新たに専門委員として井上治代委員、土居浩委員、村上恵一委員の3名を委嘱させていただきました。井上治代委員につきましては、宗教学がご専門で、これまで本審議会において新たな墓所の供給を検討する際に専門委員を委嘱させていただいております。東洋大学ライフデザイン学部客員教授をお勤めになっていらっしゃいます。土居浩委員は、民俗学/地理学がご専門で特に近代日本の墓地を巡る研究を数多く手がけておられます。ものづくり大学技能工芸学部教授でいらっしゃいます。村上恵一委員につきましては、公益社団法人全日本墓園協

会の専務理事をお務めになっいらっしゃいます。

これまで、本審議会におきまして、青山、谷中、染井の再生のあり方及び新たな墓所の供給について検討いただく際に専門委員を委嘱させていただいております。

ただいま、ご紹介いたしました専門委員のほかに、この令和2年4月1日付けの人事異動によりまして4名の幹事に交代がございましたので、この場でご紹介をさせていただきます。

まず、政策企画局技術政策調整担当部長の安東季之幹事でございます。

○安東政策調整担当部長 よろしくお願いたします。

○園尾管理課長 建設局公園緑地部長の植村敦子幹事でございます。

○植村公園緑地部長 植村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○園尾管理課長 建設局公園計画担当部長の根来千秋幹事でございます。

○根来公園計画担当部長 根来でございます。これまでに続き、よろしくお願いたします。

○園尾管理課長 最後に、本日ご欠席となっておりますが、総務局総務部長の小平基晴幹事が就任しております。また、ご連絡でございますが、本日ご出席いただいております国土交通省都市局公園緑地景観課長の古澤達也委員におかれましては、ご所用のため、15時ごろにご退室される予定ということでございます。

なお、本日の私どもがおります都庁の会議室でございますが、こちらの出席者は画面にお示ししております座席表のとおりとなりますが、ZOOM機材の関係で出席者全員が画面内に収まらない場合がございますが、ご了承くださいませようよろしくお願いたします。また場面によって、カメラの段取り替えをさせていただくことがございます。よろしくお願いたします。

それでは、ご覧の議事次第に従いまして、本日は東京都知事から当審議会へ諮問が2件ございます。知事に代わりまして東京都建設局長が諮問文を読み上げさせていただきます。

本日は新型コロナウイルス感染症対策の観点からこの読み上げをもちまして、諮問文を高梨雅明会長にお渡ししたということとさせていただきたいと存じますよろしくお願申し上げます。

○三浦建設局長 それでは、読み上げをさせていただきます。東京都公園審議会条例第2条の規定により、下記事項について諮問する。令和2年6月30日、東京都知事、小

池百合子。都市計画練馬城址公園の整備計画について。

続きまして、同様東京都公園審議会条例第2条の規定により、下記事項について諮問する。令和2年6月30日、東京都知事、小池百合子。雑司ヶ谷霊園再生のあり方について。

以上でございます。

○園尾管理課長 では、これから審議に入らせていただきたいと存じます。審議の進行につきましては、高梨会長よろしくお願ひ申し上げます。

恐縮ではございますが、建設局長につきましては公務のためここで退席させていただきます。

(三浦建設局長 退席)

○高梨会長 皆さん、こんにちは。こういう形で審議会を進めるのは初めてでございますので、大変不慣れな点が多々あろうかと思ひます。円滑な議事進行にご協力のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、早速、お手元の次第の議事に入らせていただきます。

本日の審議議案は3件でございます。まず、第1号議案の先ほど諮問がございました都市計画練馬城址公園の整備計画について審議を行いたいと思ひます。

それでは、事務局よりご説明をお願ひいたします。

○坂下計画課長 公園緑地部計画課長の坂下でございます。私のほうから資料のご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

ただいま画面に資料が映りますので、あわせてご覧いただきながら説明をお聞きください。

まず、都市計画練馬城址公園の位置及び概要でございます。都市計画練馬城址公園は昭和32年に都市計画決定された練馬区の中央部に位置する面積26.66ヘクタールの都市計画公園でございます。図面、赤い線で囲まれた区域が計画区域となっております。西武鉄道豊島線及び都営地下鉄大江戸線の豊島園駅から徒歩1分から2分程度と駅に近接してございます。また練馬区の中心市街地でございます練馬駅からも約1キロ程度の距離と、徒歩圏内でございます。また、計画区域の東側緑色の線がございます、区的生活道路としての幹線となっております。としまえん通りに都市計画練馬城址公園が接している状況でございます。また、反対の西側、灰色で点線に南北に通っております。こちらは都市計画道路補助133号線が計画されている状況となっております。

ます。また、計画区域の中央部を東西に都市計画河川であります石神井川が流れてございまして、こちらの方も時間50ミリ降雨対応の護岸改修が完了しているという状況になってございます。

続きまして、計画区域の現状についてご説明させていただきます。中央赤い線で囲まれた区域が都市計画練馬城址公園の区域となっております。この区域の多くは、遊園地としまえんの敷地が多くを占めており、青い線で囲まれているエリアに遊園地や温浴施設など、西武鉄道株式会社が所有しております敷地となっております。面積は約22ヘクタールとなっております。これは計画区域の8割を占めております。また、遊園地については①の写真のとおり石神井川の南側はプール施設が中心であり、また、②の写真のとおり石神井川の北側には遊園地の施設が配置されている状況になってございます。また、計画区域の中央を東西に石神井が流れていて、③の写真のような状況で護岸改修が完了しているところでございます。また、計画区域の西側に小さく三角の緑色で着色されたところがございます。こちらは練馬区の区立公園でございます。

そのほか、オレンジ色の線で囲まれたところは⑤の写真のとおり住宅地となっております。面積は約3.6ヘクタールとなっております。

続きまして、計画地周辺の自然条件でございます。まず地形についてご説明させていただきます。計画区域に流れる石神井川の影響を受けまして、特に河川の北側は氾濫原の低湿地を盛土した平坦地となっております。また、石神井川の南側は逆に河岸段丘となっております。北側より10メートル程度高い高台となり、現在は宅地開発等による切土により、こちらも平坦地となっております。

なお、計画区域の南東側の高台にはその地形を生かし、室町時代に武蔵国で勢力を誇った豊島家の居城となる練馬城があったところとなっております。こちらの方は都指定の旧跡ともなっております。

続きまして、計画地周辺の用途地域でございます。計画地は遊園地となっており、第2種住居専用地域でございますが、計画地域の周辺は青色で塗っております。第1種低層住居専用地域であり、住宅地が広がったような状況になってございます。また、豊島園駅、練馬駅前、あるいは、としまえん通り沿いについては、近隣商業地域でございます。

続きまして、土地利用状況でございます。土地利用状況につきましても、先ほどの用途地域と同様となりますが、計画区域の周辺は水色に塗られたところが多く、低層の住

宅地が広がっている状況でございます。

あわせて、豊島園駅前、練馬駅前にはピンク色で表示されている商業施設が集積しており、またとしまえん通り沿いにも、商業系の施設を見ることができます。また、薄い緑は公園緑地を示しており、主に区立公園となりますが周辺に点在して、多く整備されてございます。また、濃い緑色でございますが、こちらは農地を表しております、練馬区は23区内でも最も農地面積が多く、計画地域周辺にも農地が点在して存在することが、図面より分かると思います。

続きまして、土地利用変遷でございます。左上、明治の頃ですが、石神井川も蛇行したような以前の河道となっております、特に河川の北側は低地となって水田としての利用が見られます。真ん中上ですが、昭和に入りますと昭和2年に現在の西武鉄道の前身となります、武蔵野鉄道豊島園線が開通し、豊島園駅が設置されてございます。また、この前年大正15年に練馬城址豊島園が開園してございます。こちらは実業家である藤田幸三郎により、当時、この地の風光明媚な武蔵野の形状を生かして、東京市民のために体育の奨励と園芸趣味の普及を図るという想いで作られた遊園地となっております。

左下、昭和20年代に入りますと、計画地の左右、石神井川の上流部、下流部を見ていただきますと耕地整理されたような状況となっております。このころは、まだ多くの、農地が存在しているような状況でございます。

昭和40年代に入りますと、計画地内の石神井川も河川改修が行われ、現在の河道と同じような形態をとっております。また、計画地周辺の農地もかなり減少し、宅地化が進んだ状況が伺えるかと思えます。

平成に入りますと、ほぼ現在の形になってございまして、現在の豊島園の遊園地や周辺は市街化された状況でございます。

続きまして、練馬城址公園に関連する計画等の位置付けを示させていただいております。東京都は平成23年に都市計画公園緑地の整備方針において、練馬城址公園を防災の観点から重点公園に位置付けてございます。また、右側の赤い着色区域でございますが、豊島園の敷地を対象に優先整備区域を設定いたしました。これにより、東京都として事業化を図っていく位置付けをしております。また、都や区の計画において、水と緑の骨格や、にぎわいの拠点とするほか、東京都地域防災計画などにおいて、避難場所や災害時臨時離着陸場候補地に指定されるなど、防災の拠点としても位置付けられております。

続きまして、都として事業化を進めていく中で、この整備を推進するため今月6月12日に土地所有者である西武鉄道株式会社やワーナーブラザーズジャパン合同会社などと覚書を締結いたしました。

この覚書では練馬城址公園の整備に向けて関係者が相互に連携協力することとし、大規模な面積の公園であることから、都は都立公園を段階的、部分的に整備を進めていくこととしてございます。また、この段階的な整備に合わせて計画区域の一部では、民間事業者によりハリーポッターシリーズのスタジオツアー施設を設置する予定でございます。右上図面のピンク色に塗られた位置がその施設の位置となっております。

このスタジオツアー施設は30年間の運営が予定されており、運営終了後には都立公園を整備していくことと定めております。このスタジオツアー施設は、民有地において民間事業者が実施する取組であり、都立公園とはなりません。整備運営に当たっては、練馬城址公園の求められる機能も担い、調和するものとなるようご協力をいただくものとなっております。この覚書において、練馬城址公園の求められる機能と基本目標を定めております。

中ほど、表の一番下、緑色、黄色、ピンク色で着色した部分でございます。一つ目として、緑と水。二つ目として広域防災拠点。三つ目としてにぎわい。この三つの柱を公園の求められる機能及び基本目標として定めてございます。

このため、本審議会における整備計画の検討においては、この三つの機能と基本目標の考え方に沿って、委員の皆様方にご審議いただきたいと考えてございます。

今、お話ししました三つの視点に関してご説明させていただきます。まず、緑と水でございます。こちらは基本目標として、二つ掲げてございまして、都民に憩いの場などを提供するための緑の空間を創出、二つ目として石神井川などを生かした快適な水辺空間の創出を定めてございます。

こうした基本目標に向けて、現状を踏まえた上での整備方針の考え方として三つの案をお示しさせていただきます。

まず、この計画区域の多くは説明したとおり、遊園地でございますが、河岸段丘の斜面地などに数少ない自然植生が残存するとともに、左下の写真にあるとおり、長い遊園地の歴史から非常に成長が進んだ大きな植栽樹木も見られます。

このため、整備方針の一つとして既存樹林を生かしながら区域内の緑を増やすこととしております。また、上の図のとおり練馬城址公園は、石神井川が連続した緑と水のネ

ネットワークを形成する重要な位置に立地しており、上流の石神井公園や下流の城北中央公園など大規模公園とつながり、連坦していくものとなっております。また、石神井川沿いには、下中央の写真のように並木道など河川沿いの散策路が整備されておりますが、計画区域の河川沿いは右下の写真のとおり閉鎖され、通行できないような状況でございます。

このため、石神井川沿いに歩行できるような連続した水辺空間の創出を整備方針の一つとしております。また、先ほどのご説明のとおり、石神井川沿いの石神井公園や城北中央公園とのつながりのほか、近隣には光が丘公園など大規模な公園が近接しております。また、周辺には図にあるように、小さな四角の緑がございますが、数多くの区立公園も整備された状況となっております。

このため、周辺のさまざまな公園と繋げ、緑と水のネットワークを強化する拠点としていくことも整備方針として考えたいと思っております。

続きまして、広域防災拠点に関する基本目標でございます。一つ目が震災時の避難場所や災害時臨時離着陸場となる広場と防災施設の確保。二つ目として、周辺地域から東西、南北方向に避難できる園路の確保と定めてございます。

この目標に向けて整備方針の考え方を整理させていただいております。右下図のとおり、主に計画区域の南西部に居住する約6万3,000人の方の避難を想定した避難場所に計画区域はなっております。また、計画区域の西側図の青い丸印を記した箇所でございますが、こちらは災害時臨時離着陸場候補地として緊急時のヘリポートに指定されております。現場は中央の写真のとおりでございます。また、現状として、現在、民間の遊園地であることから右下の写真にあるとおり、敷地の周辺は柵や塀により囲まれており、緊急時の立ち入りは一部制限されたような状況になってございます。また、敷地内には遊園地施設など、大規模な工作物や建築物などが多数設置されており、緊急時のオープンスペースの確保も必要と考えてございます。

このため、整備方針として次の三つを掲げております。一つ目として、まとまった広場空間を確保し、防災機能を早期発現。二つ目として、円滑な災害応急や避難に対応する防災施設の整備。三つ目として、地形等も考慮し、周辺からの避難を円滑に受け入れる園路の整備としてございます。

続きまして、三つ目のにぎわいでございます。こちらは基本目標として地域と連携したような交流活動が行われ活気をもたらす空間の創出としております。二つ目として、

来園者が憩うことができる便益施設の整備と定めてございます。

これらの基本目標に向けた整備方針の考え方として、三つお示しさせていただきたいと思えます。先ほど、練馬城址、豊島園を開設した歴史もご紹介いたしました。90年以上にわたり、地域に親しまれるなど、としまえんという誰もがこの場所をイメージできるなどこの名称が非常に定着している状況でございます。

また、先ほども申し上げましたが室町時代の豊島家の居城であった練馬城がある、これが現在、都の旧跡に指定されているほか、この計画地の周辺には寺社が多数立地し、国指定天然記念物のケヤキなど、そういった歴史資源が多く見られます。また、練馬区は23区で最も農地が多く、農業生産も積極的な農家が見られ、計画地周辺にも農地が点在している状況です。また、駅前やとしまえん通り沿いには、商店街が形成され地域住民と密接した中小規模の商業活動も展開されております。

こうした地域特性を生かして、整備方針として次の三つを掲げてございます。一つ目として、遊園地「練馬城址豊島園」の開設など土地の歴史的背景を生かす。二つ目、農業などを生かした地域連携により、活気と賑わいを創出。三つ目、民間との連携によりカフェやマルシェとの交流空間を整備としてございます。

これまで説明いたしました、三つの求められる機能及び目標につきましては、改めてここで取りまとめて表記しております。これらの考え方を基にして、委員の皆様方に整備計画のご審議をいただきたいと考えてございます。

今回は、あくまでもたたき台として整備方針を示したものでございます。この整備方針、あるいは方針の考え方について、広く委員の皆様方から今回、ご意見をいただければと考えてございます。

頂いたご意見を基に今後、具体的なゾーニングや施設計画、運営計画について取りまとめていきたいと考えてございます。

続きまして、スケジュールでございます。今回6月30日に諮問させていただきまして、9月頃、第2回目の審議会を開催し、現地視察と審議をお願いしたいと思っております。また、令和2年11月頃に改めてのご審議お願いいたしまして、年明け令和3年1月頃に中間のまとめのご審議をいただきたいと考えてございます。それを経た後、都民意見の募集、いわゆるパブリックコメントを実施させていただきます。そのパブリックコメントの意見も反映した上で最終的に来年度、令和3年5月頃を目途に答申をいただきたいと考えてございます。

説明は以上となりますが、先ほど申し上げましたとおり、緑と水、広域防災拠点、にぎわい、そういった基本目標を踏まえ、お示したたたき台について、委員の皆様からご意見いただきたいと思いますので、ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○高梨会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問やご意見をお願いしたいと思います。

今回、諮問を受けて、整備方針のたたき台が示されているわけですが、話の内容は初めて聞かれることも多いと思いますので、忌憚のないご意見やご質問をいただければと思います。

ちゃんと聞こえてますでしょうか。聞こえているようでしたらちょっと手を挙げていただけますか。（挙手あり）

では、このまま進めさせていただきたいと思います。何かございましたらご発言をお願いしたいと思います。ご発言される方はどうぞ。

古澤委員、どうぞ。

○古澤委員 古澤でございます。説明ありがとうございました。審議に入る前に、一つ確認をさせていただければと思います。

この審議会の役割は、整備計画に関することと条例ではなっております。この最終答申までのスケジュールで示されている中で、いろいろ現地視察などが入っておりますが今日、これから審議をさせていただくのは、今の12ページの下の整備方針のところ、これを今日は議論させていただくということによろしいのかというのが一つと、もう一つが最後の答申のイメージを教えてくださいというのがある。基本計画のようなもの、図面的なものを再度お示しすることまでが、出口になるのか、その2点を教えてください。

○高梨会長 事務局、どうぞ。お願いします。

○坂下計画課長 三つの観点がございます、特に今回、先生の皆様方には具体的な整備方針の部分についてのご意見、あるいはご助言をいただければと考えてございます。

今後、具体的なゾーニングであるとか施設計画、運営計画というものを定めて、最終的には、古澤委員からもございました図面で、ゾーニング図のようなものをお示ししまして、この公園の全体がどのようなものになっていくかを示していきたいと考えてございます。

○高梨会長 古澤委員、よろしいですか。

○古澤委員 分かりました。ありがとうございます。

○高梨会長 斎藤委員、どうぞ。

○斎藤（馨）委員 9枚目の緑と水のところですが、いわゆるたたき台にも農業とか既存の緑地を生かすとなっていますが、30年間という後に都立公園になるにしても、この緑と水のネットワークのイメージ図というのですかね、都立公園が濃い緑で区立公園がちょっと濃い緑で、それ以外には薄い緑が載っているのですが、これがむしろ農地とか、そういうものがちゃんと入っていると、実際の地図の形の正確なデータと薄い緑が誇張されたような形になっていると、やっぱりベースのデータとしてちょっと気になるなというか、むしろもっと緑地というか、都市農地、農地の関係をきちんとうたっているの、そこが分かるような形で表現してほしいなと感じました。

以上です。

○高梨会長 9ページのところの緑と水の配置図というか、現況図ということになるかと思いますが、もう少し11ページにありますような緑地の種類と言いますか、そういうものが分かるような形の、11ページのもう少し広域の図面を示してほしいと、そういうことでよろしいですか。

○斎藤（馨）委員 はい。

○羽山委員 同じ意見で追加をさせてください。

○高梨会長 次、それでは羽山先生、どうぞ。

○羽山委員 私も同じ意見で、これはもう少し植生図のようなものを示しながら実際、現地に行ってみなければ分かりませんが、それと突き合わせながらこれが本当にネットワークとして機能するのか否か、そこを確かめたいので、今、スライドに出ている範囲をなるべく、詳細な植生図があれば、それを利用させていただきたいなと思います。以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。

では、そういうことで、事務局で準備をしてもらいたいと思います。

坂井委員、どうぞ。

○坂井委員 まずは質問を1点、意見を2点ほどお話しさせていただきます。

質問は、先ほど古澤委員からもありましたけれども、タイムスケジュールについていつの時点での、最終的にはこのようになりたいというようなプランを描こうとしている

のか。そのスケジュール的なところを教えてください。計画が目指すところのスケジュール的なところを教えてくださいというのが質問です。

あと2点は今後、議論の中で、見せていただきたいということなんですが、防災拠点としても非常に重要なということはお分かりました。面積もございまして、中身はオーケーだと思うのですが、どうも周辺がかなり細い道が、かなり入り組んだような地形になっておまして、防災拠点までのアクセスという点では、防災拠点をまず作ったけれども、なかなかアクセスするのが難しいみたいなことにならないとかというところが危惧されます。

この辺り周辺の道路及び、この用途地域ですね。周辺は第1種低層になっていますが、公園そのものは第2種の住居ということで、土地利用の用途も違ってまいりますので、やっぱりその辺りも整理していくところまで考えるのかどうかということです。

最後に、こちら城址公園という、お城だったということで、都の指定の旧跡にもなっておりますけれども、もう少し埋蔵物ですとか、歴史的なところを教えてください。どのぐらい、どのエリアで保全していくのか、利活用するのかという議論もあるかと思いました。

以上でございます。

○高梨会長 ありがとうございます。

ご質問の点、30年、民間のほうで使われるという中で、今回の整備方針の整備計画を、いつを目指すのかという点につきまして、まず事務局のほうから考えを聞きたいと思えます。

○坂下計画課長 私のほうからご回答させていただきます。

先ほどの民間施設の30年というのは、計画区域全域ではございまして、その一部となっております。

そういったことから、今回の整備計画の中では、まず都市計画全域を対象として考えていただくということ。

それから、先ほどの民間施設が整備されないエリアにつきましては、並行して都立公園の整備を進めていきたいと考えてございます。

○高梨会長 よろしいですか。

整備計画について、そういうことで審議をしていくということで。

○坂井委員 そうしましたら、段階的に整備されていくということも含んだような絵画を最終的に示すというようなことですね。

○坂下計画課長 そうですね。段階的な、そういった整備も含めた最終形の形を今回、ご議論いただきたいと考えております。

○坂井委員 はい、ありがとうございます。

○高梨会長 ありがとうございます。

それと、ご質問の点は少しいろいろ資料を取り揃えて、次回、現地視察も予定されているみたいですので、それまでにしっかりまとめてお示しできるように事務局のほうで取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○坂井委員 よろしくお願ひいたします。

○高梨会長 それで、先ほど防災のアクセスの話があったんですけど、私のほうから1点。空からの着陸の関係があるんですけど、候補となっているということですが、これはヘリコプターだとかを想定していると思ひますので、高度の制限だとか、そういうものがかかっているのかどうかとかいうようなことは、ここは少しよくチェックだけはしといていただきたいと思ひます。公園のほうからのチェックをかけていただきたいと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにご意見、ご質問ございますか。

特に整備方針としてのたたき台につきまして、ご意見がございましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

特に整備方針としてのたたき台につきまして、ご意見がございましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

古澤委員、どうぞ。

○古澤委員 恐縮です。3時から公務で外れますので、先に先に気がついたところを述べさせていただきます。

12ページの下段の整備方針のところであります。先ほど、坂井委員からあった話にも関連しますが、この水と緑、広域防災拠点、にぎわい、これはこれから現地の視察も含めて、いろいろ議論を進めていくところだろうと思ひますが、今、一見してこの時間軸から見て、この三番目のにぎわいの整備方針のところ、これが恐らく今、ご説明いただいた話でいきますと、この民間施設の契約が切れる30年後の姿を目指しているのかなと読み取れました。

このにぎわいの部分については、出来上がりの部分が都民の目にとって見ますと、都立公園と言いながら、ある意味民間のパークになってくるということを考えると、この整備方針の記載の仕方を、時間軸の観点から工夫がいるのかなと感じたところです。

具体的に言いますと、練馬城址豊島園の開設、歴史的背景とありますが、少なくとも30年間の民間の施設がある場合には、ちょっと違和感があるなという話。

それから、先ほどの周辺の土地利用の絵などを拝見すると、周囲にある生産緑地などとの連携の拠点にしていこうと読めるんですけども、これも時間軸の関係でいくと、これから民間の絵がどうなるかは分かりませんが、場合によっては、この二つが実現することが難しく、30年後にご期待くださいという記述になるのかもしれない。

その辺りを最後の取りまとめのときに、まだまだ事業は長く続くということが分かるようにしていただければと思います。

以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。

○坂下計画課長 今のご意見でございますが、民間施設による取組で一部、にぎわいが生まれるところがございますが、あくまでも私ども、都立公園として作る部分でも、にぎわいを作ったり、地域との連携ということを考えてございますので、必ずしも30年の民間事業が行われるエリアだけを考えていることではございません。それ以外の部分でもこういった考え方を取り入れていきたいと考えてございます。

○高梨会長 よろしいですか。

○古澤委員 はい、分かりました。

そうすると、先ほどの資料の中で、8ページのところに、ご説明のときに右上にある写真でピンクの色がかかっているところ、これに関連してにぎわいのところでご説明されていましたが、この色はゾーニングを示しているわけではなくて、公園全体の機能という理解ということによろしいわけですね。

○坂下計画課長 そういうことでございます。

○古澤委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○高梨会長 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問ございますか。

大崎委員、どうぞ。

○大崎委員 都民委員の大崎と申します。

初歩的な質問、あるいは皆さん、これまでいつも遭遇している問題かと思うのですが、この計画区域内に住宅地が非常に多くあるということなのですが、前回の林試の森公園で、都の計画にはちょっとご協力できないとの形で住宅地が残っていたようなところもあったと思うのですが、この場合でも3.6ヘクタール、多分、ざっと見て40件近くの家があるかと思います。こういったものは、今まで、どのようにして整備を進めてきたのでしょうか。

○高梨会長 事務局どうぞ。

○坂下計画課長 7ページをご覧いただきたいのですが、私ども東京都として当面、事業化を進めるエリアとして、優先整備区域を定めてございまして、それがこちらの右上の図面の赤く着色したエリアとなっております。これがイコールとしまえんの区域となっております。まずは、ここから公園を作っていくための事業を進めていきたいと思っています。

それ以降に、ちょうど白抜きになっているところが中央の下線を除いてですが住宅地ということになってございます。こちらにつきましては、現在、赤く塗られたところの整備の進捗状況も見ながら、最終的には都市計画に基づき全面公園化を進めていきたいと考えてございます。

当然ながら住宅ですので、地権者の方とお話し合いをさせていただきながら用地取得等を進めていくことになると考えてございます。

○高梨会長 よろしいですか。ありがとうございます。

金子委員 どうぞ。

○金子委員 これから検討する際に、一つご考慮いただきたいということで申し上げたいと思います。防災拠点となりますが、かなり広大な面積の計画対象地ではありますが、ご説明があったように、ここは石神井川が真ん中にある空間特性があって、その両岸に分断されるような空間特性を持っているかと思います。

そうした中で、日常利用もあると思うのですが、防災拠点として検討していく際にも、そういった空間特性、川を挟むということも考慮して、ご検討いただければと思います。

以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。

石神井川で分断されているところを両岸がもっと密接に利用ができるような工夫を検討してほしいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

他の委員の方がございましょうか。よろしいですか。

○下村副会長 一言よろしいでしょうか。

○高梨会長 下村副会長、どうぞ。

○下村副会長 「にぎわい」という言葉で代表させることが適切なのか気になります。これからの公園を考えていくときに、エリアマネジメントの拠点にしていくというか、特に郊外部ですので、民間といっても恐らく、地域の色々な活動団体とか、組織とかとの交流拠点という書き方をしていたほうが、この場所にふさわしいのではないかと考えます。

今後の公園を考えていくと、もう少しこの言葉を考えたほうがいいのかなど思ったのですが、これは、都の考え方もおありでしょうから、ご検討いただきたいということで発言させていただきたいと思います。

以上です。

○高梨会長 ただいまのご発言は、基本目標に多様な交流活動が行われというところをもう少し強調したほうがいいのではないかというような趣旨も含まれているのではないかと思います。いずれにしましても、具体的な検討に当たりまして、にぎわいという中で、交流という実際の活動が盛んに行われるような、検討も進めていただきたいということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにございましょうか。

それでは、ほかにご質問、ご意見がないようでございますので、第1号議案都市計画練馬城址公園の整備計画につきましては審議を終了といたします。ありがとうございます。

それでは続いて、次第の議事の審議にございます第2号議案、雑司ヶ谷霊園再生のあり方について審議を行います。

それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。また、この諮問案件につきましては審議の進め方について、事務局から提案があるようでございますので、あわせて説明をお願いいたします。

○坂下計画課長 引き続き、ご説明をさせていただきます。

本日のご審議は第1回目となっておりますので、現状や経緯などのご紹介、また最後に申し上げますが霊園再生の検討において、専門的な見地から検討を進めるため、専

門部会の設置を考えておりました、委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、今回、雑司ヶ谷霊園の再生のあり方を検討するに当たりまして、諮問趣意書についてご確認をさせていただきます。

これまで東京都では区部霊園において、平成14年の公園審議会答申に基づき、「霊園と公園の共存」を目指して霊園再生の取組を進めてまいりました。これまで各霊園の特性を踏まえ、青山霊園、谷中霊園、染井霊園で実施してきており、今回、残る雑司ヶ谷霊園においても同様に再生の取組を進めていきたいと考えてございます。

この雑司ヶ谷霊園の周辺は、江戸時代から続く鬼子母神堂の寺社や旧宣教師館などの洋風建築、こういった歴史的な資源が現存しております。

そういったことから、歴史や文化を多く感じるエリアとなつてございます。また、雑司ヶ谷霊園は、かつて江戸時代の御鷹部屋があった場所に設置されており、明治7年の開設から140年以上が経過する中で、多くの巨木が生育するなど豊かな歴史的及び自然資源が存在しているような場所となつてございます。

こうした地域特性を生かしながら雑司ヶ谷霊園の再生のあり方について検討するため、今回、本審議会に諮問させていただくことにいたしました。よろしくお願いいたします。

では、資料の説明をさせていただきます。

まず、雑司ヶ谷霊園の現況、概要についてご説明させていただきます。雑司ヶ谷霊園は先ほど申し上げましたとおり、明治7年に東京府が開設した墓地から現在に至り140年以上が経過してございます。所在地は豊島区の南池袋四丁目ほかとなつてございまして、都電荒川線の雑司ヶ谷駅から2分程度、またJR池袋駅からも1キロ程度の徒歩圏であるほか、東京メトロ有楽町線の東池袋駅や副都心線の雑司ヶ谷駅などもほど近い場所でございます。

面積は約10.6ヘクタールとなつてございまして、その中に約1万箇所のお墓がございまして、そのうち空き墓所としてあるのが1,800箇所となつてございまして0.8ヘクタールほどの空地も生まれてきているところでございます。また、霊園内の主な施設といたしまして、崇祖堂というものがございまして、これは短期間や一時的に収蔵を行う納骨堂でございまして、昭和13年に設置したものです。これは当時、市街化に伴い墓地までの距離が遠くなってきており、身近に墓参できるようにという当時

の試験的な試みから、家族納骨壇も備えた立体墓地として設置したものであり、現在に至っております。

続きまして、雑司ヶ谷霊園の周辺の状態についてご説明をさせていただきます。右の図面の中央のオレンジ色の線が雑司ヶ谷霊園のエリアとなっております。霊園の北側には池袋駅周辺となっております。青く着色されたエリアについては、特定都市再生緊急整備区域に指定されるなど、都市基盤の再編と合わせて文化・芸術の機能充実・強化が取り組まれており、商業・業務機能の集積も進んでいるエリアとなっております。

一方で、雑司ヶ谷霊園の周辺では、赤く着色された部分でございますが、豊島区の景観形成特別地区に指定されるなど、豊島区内でも最古の建造物である鬼子母神堂など多数の社寺や、都指定天然記念物である大イチョウやケヤキ並木など地域の歴史を伝える巨木があるとともに、豊島区最古の洋風木造建築物である旧宣教師館などもございます。また、雑司ヶ谷霊園の東側、文京区側でも護国寺が近接するなど、こういった地域の特色ある歴史的な資源や自然資源が残されたエリアとなっております。

続きまして、雑司ヶ谷霊園周辺の公園や緑の状態でございます。雑司ヶ谷霊園が位置する豊島区、また隣接する文京区は23区内でも一人当たり公園面積が少なく、こうした環境の中で、このエリアは鬼子母神や護国寺などの寺社や、学習院やお茶の水女子大など大学等による緑が比較的多く見られるようなエリアになっておりまして、周辺の他の地域よりも緑地が多く、緑の観点からも地域にとって非常に大切な重要なエリアになっているということでございます。

さらに雑司ヶ谷霊園につきましては、地域の緑の拠点として、豊島区の緑の基本計画などでも位置付けられております。また、東京都地域防災計画でも避難場所に指定されるなど、地域にとっての貴重な緑がこの雑司ヶ谷霊園となっております。

続きまして、雑司ヶ谷霊園内の特徴についてご説明させていただきます。まず、歴史的資源でございます。オレンジ色の区域が雑司ヶ谷霊園の区域になってございまして、その中の赤い点線で囲まれた着色部分、こちらはかつて、江戸時代に御鷹部屋が置かれた場所となっております。御鷹部屋は、将軍の鷹狩り用に鷹匠が鷹を訓練、あるいは飼育していた場所でございます。こういったような歴史的な背景がございます。

現在、現地では当時の面影を残すアカマツなどとあわせて、案内板でこういった歴史をご紹介します。また、霊園の北側、緑色の波線がございます。

これはかつての御鷹方御組屋敷道であり、この霊園の北側付近に鷹匠が実際に居住しておりました、御鷹方御組屋敷などに由来する道でございます、現在の道路とほぼ同じ位置だったと考えられております。また、明治から続く古い霊園であることから、明治から昭和にかけての著名人が数多く埋葬されております。ここにも一例を記してございますが、夏目漱石や永井荷風、小泉八雲、竹久夢二など、数多くの文化人の墓所が現在、この霊園内にはございます。

こうした歴史や文化を感じる資源が非常に豊富であり、こういったものを保全活用していくことが再生を進めていくに当たっては重要と考えてございます。

続きまして、霊園内の自然資源でございます。先ほど申し上げました140年以上経過しているということもあり、霊園内には数多くの樹木が生育しております。全体で約1,200本の樹木があると同時に、幹周り2メートル以上の巨木は約100本にもなっております。また、霊園の区域の北側から東側にかけての赤い線はこの霊園の外周部に周辺住民と協働して管理している生垣がございます。こうした地域と連携して育成している緑もあり、地元の方と一緒にしながらこの良好な景観を形成しているところでございます。

こうした先ほどの歴史的資源や、豊かな自然資源を活かして、また周辺地域の特色なども生かした上で、この雑司ヶ谷霊園の再生について検討していただきたいと考えてございます。

続きまして、これまで取り組んでまいりました都立霊園における再生計画について簡単にご紹介させていただきます。

まず、都立霊園の経緯ですが、明治に入り、新たに公共の墓地の必要性が生まれ、明治7年に墓地が設置され、現在の区部4霊園に繋がっております。昭和32年には青山、谷中霊園を都市計画公園に決定するとともに、以降、公園化に向けて区部4霊園の墓所の貸付けも停止してまいりました。

しかしながら、墓所の返還がなかなか進まないことや空き墓所も散在した状況となっていることから、平成14年に公園審議会において、区部霊園の管理について答申をいただき、再生計画を進めております。

区部霊園の管理についての答申の概要でございます。先ほど申し上げました、公園化の課題があった中で、霊園が有する自然資源や歴史資源、そういったものを生かすとと

もに、都民の貴重な財産を都民の皆さんに利用していただく、そういった考えで再生計画を取りまとめてきました。

一番下の青い四角で囲まれたエリアでございます、この区部霊園につきましては、「霊園」と「公園」が共存し、相乗的に機能を発揮する空間として再生すべきであるというご意見をいただきまして、まず最初に、リーディングプロジェクトとして青山霊園、また、それに引き続き、他の区分霊園についても各霊園の特性を生かして個別に検討していくということになってございます。

先ほどの答申に基づき、平成14年には青山霊園、平成17年には谷中霊園、平成24年には染井霊園につきまして答申をいただき、霊園再生に取り組んでおります。

このたび、残る雑司ヶ谷霊園も同様に再生のあり方をご審議いただき、取り組んで参りたいと考えてございます。

この再生計画を実現していくための、これまで取り組んできた制度や手法についてご紹介させていただきます。

一つ目として、散在する空地を集約するために、都負担による墓所移転などを実施して参りました。また、二つ目として空地を拡大、あるいは有効利用するべく、墓所返還の促進、あるいは無縁墓所の整理、また集合墓地等の整備も実施しております。また、財源につきましても、この再生事業の財源確保のため空き墓所を再貸付けし、この収入を再生事業に活用していくこととしております。また、最後に、先ほど雑司ヶ谷霊園の説明で申し上げましたように緑、あるいは歴史的な人物資源、こういったものを広く保全活用していこうということで、これまで再生に取り組んでおります。

具体的に空地を確保していく手法として図化したものが、中段の図面となっております。空き墓所の状況等も踏まえ、返還墓所や、あるいは墓所を移転してもよいというような意向も確認しながら、その墓所を活かして新たな空地を生み出したり、あるいはまとまった空地にしていく、そういったことにより、広場や園路を整備したり、あるいは墓所利用のニーズや墓所移転の促進を図るため、集合墓地などの整備も進めてまいりました。

こうした取組により、霊園と公園が共存する空間としての再生を進めていきたいと考えてございます。

このたび、雑司ヶ谷霊園再生のあり方をご検討いただくに当たっては、その専門的な見地から専門部会の設置をご提案させていただきたいと考えてございます。

専門部会の委員は、こちらの画面の下のとおり、まず公園審議会委員から金子忠一委員を部会長に選出させていただくとともに、黒田乃生委員に専門部会委員をお願いしたいと考えてございます。また、審議会の冒頭でご説明させていただきましたが、新たに専門委員を委嘱しております。井上治代委員、土居浩委員、村上恵一委員、この3名の方に専門部会委員をお願いしたいと考えてございます。この5名による専門部会での検討で、雑司ヶ谷公園の再生のあり方の検討、審議を進めたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後にスケジュールでございます。本日6月30日に諮問し、これ以降専門部会を開催させていただきまして、9月頃に公園審議会で現地視察を行いたいと思っております。また、専門部会を経まして11月頃に、この審議会で中間のまとめのご審議いただきたいと考えてございます。その後、令和2年11月から12月にかけて都民意見の募集、いわゆるパブリックコメントを実施いたしまして、専門部会でのさらなる審議をいただいた上で、今年度末令和3年3月頃に本審議会での答申をいただければと考えてございます。

本日は、雑司ヶ谷公園の再生を検討する際の留意点などのご意見を皆様から頂戴したいということ、更に専門部会の設置についてもご審議いただきたくお願い申し上げます。

私からは以上で説明を終わらせていただきます。

○高梨会長 ありがとうございます。

再生のあり方に関わるご質問やご意見につきましては後ほどいただくことにいたしまして、ただいま事務局から専門部会を設置するという提案がございました。

皆様、いかがでしょうか。ご異議はないでしょうか。

(異議なし)

○高梨会長 特にご異議がないようでしたので、専門部会を設置することにしたいと思います。

そこで、専門部会の構成でございますが、事務局の提案にありますとおり審議会委員からの金子忠一委員と黒田乃生委員、専門委員の井上治代委員、土居浩委員、村上恵一委員の5名の方をお願いしたいと思います。また、部会長につきましては、金子忠一委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

指名させていただきました委員の皆様には大変お忙しい中、恐縮でございますが、よろしくご検討のほどお願い申し上げます。

今後の専門部会での議論に当たりまして、委員の皆様から、雑司ヶ谷霊園再生のあり方につきまして、ご意見やご質問がございましたらご発言をお願いしたいと存じます。いかがでございましょうか。

大崎委員、どうぞ。

○大崎委員 制度及び手法について伺います。これまで、青山霊園、谷中霊園、染井霊園について進めてきたと思うのですが、今回、雑司ヶ谷の場合には、これらの三つの霊園の場合と、何か違ったことがあるのでしょうか。それとも、同じなのでしょう。

○高梨会長 事務局、お願いします。

○坂下計画課長 この雑司ヶ谷霊園ならではの特性や歴史がございますので、それを生かすようにしていきたいということ。また、先ほど事例でも集合墓地等ご紹介しておりますが、これまで東京都では、さまざまな墓所のニーズがある中で、平成26年度から小平霊園で樹木墓地という自然に還りたいというニーズにこたえる新たな形の集合墓地も、提供させていただいております。

そういったことから、集合墓地についても、どのような形態の集合墓地をここで導入すべきかということはご議論、ご検討いただきたいと考えてございます。

○高梨会長 よろしいですか。ありがとうございます。

いかがでございませうか。

羽山委員、お願いいたします。

○羽山委員 御鷹部屋の話が出てきましたけれども、この霊園計画の中に、例えばこういった歴史遺産を復元するとか、あるいは、そもそも御鷹部屋ってなんなのかというのが、左側に立て看板がありますけど、これを見てもよく分からないですよね。

ですから、そういった歴史を都民の方に知っていただくような、あるいはこれは国際的にも非常に貴重な場所だと思うんですね。少なくとも江戸には、ここともう1カ所、2カ所しかない、これだけ大規模な御鷹部屋はほかにないので、そういったものを歴史遺産として、復元、活用していくような、そういう視点というのは、この霊園計画には入るんでしょうか。できれば、そうしていただけたらなという意見と希望です。以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。

墓園の中に、こういう歴史的な資産を活かしたような施設というのが設置可能なのでしょうか。

制度的な問題もあると思いますので、この点について事務局、いかがですか。

○坂下計画課長 そうですね。やはり、現在も非常に多くの墓所が敷地を埋めているという状況でもございますので、そういった施設がどこまでできるかというのはあるかとは考えてございますが、少なくともどういう形でこの歴史を伝えるかというのは、委員の先生方にご議論いただきたいと思っております。また、施設としてなのか、あるいは施設ではないその見せ方、そういったものも含めて、検討をさせていただきたいと考えてございます。

○高梨会長 多面的に検討いただくということでよろしゅうございますか。

○羽山委員 はい、ありがとうございます。

○高梨会長 ありがとうございます。

坂井委員、どうぞ。

○坂井委員 私も11ページの制度及び手法についてです。概念図でこのように土地を広場等の予定地としていこうということだと思っておりますが、であれば、今回の答申の最後の部分には、やはり地図にもこのように落とした形でエリア的に示したものを作成するのかどうかということをお聞かせください。よろしく申し上げます。

○高梨会長 事務局よろしく申し上げます。

○坂下計画課長 最終的には、先ほどの公園の計画でも同じですが、平面的なゾーニングやその考え方とか、中での動線とか、あるいは広場空間をどういった位置に配置するとか、そういったものはお示ししていきたいと考えてございます。

○坂井委員 ありがとうございます。

その場合、多分に墓地の場合、既に墓地として利用されていて、もちろんこのように今の返還の意向があるとかないとか、移転していただけるとかということを整理されていると思うのですが、そういった可能性、そういうことができるのかどうなのかということ、横目で見ながら、でもこういう空間になりたいというような図になるんだと思うのですね。

なので、非常に複雑な作業だなと思って見ていたのです。それと同時にやはり霊園であれば、そちらに墓地がある限られた方が来ていらっしゃるんだと思うんですけど、公園となるともう少し広く、いろんな方がいらっしゃるということで、どこからどのようにアクセスさせるのかということも考えて、周辺が住宅地、池袋の駅に近くございますので、密集した住宅地だと思いますけれども、その周辺の住宅地にも配慮したアク

セス計画ということも考えていただければよいのではないかと思った次第です。意見です。

○高梨会長 ありがとうございます。

通常は公園としての日常的な利用という観点で、墓園の計画の中で施設なりを整備することはないわけですが、公園との共存を目指すという観点で、動線計画や、便益施設も絡んでくるのだと思いますけれども、検討を進めてほしいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにご意見、ご質問はございますか。

ございませんようなので本日、先ほど諮問がございました雑司ヶ谷霊園再生のあり方については、専門部会において今後、調査、審議していただいた後、先ほど示されました審議スケジュールに基づいて、この審議会での中間のまとめの際に、報告をいただくこととしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして第3号議案でございます。都立日比谷公園の再生整備計画について報告に移りたいと思います。

この議案は昨年10月に専門部会を設置しまして、調査、審議をまいりました。これにつきましては、今年の3月のこの審議会の時点で一度、報告をいただいたところでございますが、今回、審議を進めていただきましたので、その結果も含めて専門部会の部会長でございます下村彰男副会長から報告のポイントなどについて、ご説明をお願ひしたいと思います。その後、報告の内容の詳細につきまして、事務局からご説明をお願ひいたします。

それでは、下村副会長、よろしくお願ひいたします。

○下村副会長 ありがとうございます。下村でございます。

前回の審議会で、どういう利用のイメージ、それから歴史・文化をどう展開するのかあるいは、緑・景観というものをどういうふうに、この中で再生をしていくのかというようなことについて、イメージについてご報告をさせていただきました。

今回は、それをさらに作業ベースというか整備ベースで、実際に何を残していくのか。それから、どういうふうに変更していくのか。あるいは、新たに作り出すもの、つまりどういうものを新たな機能として日比谷公園につけ加えていくのかということについて、専門部会のほうで議論をさせていただいたということになります。

いずれにしても、前回の審議会でお伝えしたことを具体的にどう反映させていくのかについて議論をさせていただいたので、それについて、今日は事務局よりご報告いただきます。また、今年度、再整備計画の策定を予定しておりますが、そのためには、もう少し議論を深める必要があるだろうということで、後にご紹介いただきますが、専門部会の回数を当初計画よりも1回増やして進めたいと考えております。

日比谷公園としてどういうものを残すべきなのか。今の状態をどんなふうに変えるべきなのか。あるいは、新たに何を付け加えていくべきなのかということの方針について、専門部会において議論をさらに深めたいと考えておりますので、そういった点につきまして、審議会からのご意見をいただくとありがたいと考えております。

私のほうからは以上です。

事務局から詳細については説明をいただこうと思っております。

○坂下計画課長 それでは、私のほうからご説明をさせていただきます。資料をあわせてご覧ください。

この日比谷公園再生整備計画について、昨年11月に第1回専門部会、本年2月に第2回専門部会を行い、3月にこの審議会でご報告をさせていただいたところです。

本日は6月19日に開催しました、第3回目の専門部会における検討状況や議論の内容についてご報告させていただきたいと思っております。この報告を踏まえて、今回、公園審議会の各委員の皆様方からもご意見を頂戴したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

前回、3月に開催した公園審議会でご報告はしておりますが、こちらの資料にあります基本的な考え方、時代の変遷を経て変化した日比谷公園の有り様を見つめ直し、時代のニーズにこたえ、この公園が持つ特性に磨きをかけ、新たな魅力（価値）を創造していくということを設定させていただいております。

これらの実現に向けた検討を進めるため、公園の使われ方のイメージをしながら考えていくこととし、大きく利用・連携、あと文化・歴史、最後に緑・景観、この三つの観点からイメージしていくことをお示したところでございます。

ここまでが前回の報告内容となっております。ここから先が専門部会で今回、議論してきた内容となっております。

まず、先ほどの使われ方のイメージを実現していくために、具体的な取組を三つの視点で整理していくことといたしました。下段の四角の中にあります、「のこす」、「か

える」、「つくる」、このようなキーワードでの整理をするということで検討を進めてまいりました。「のこす」は、日比谷公園が長い時間の中で紡いできた、文化・歴史の存在を次世代に継承していくこと。「かえる」は、公園が持つポテンシャルを最大限発揮できるよう、公園の設えや扱い方をこれまでの利用にとらわれず、大胆に変えていく、こういったことも日比谷公園で必要ととらえました。また、「つくる」でございます。時代の変化に伴う多様なニーズにこたえ、性格の異なる公園周辺の四方のまちに囲まれた、その立地特性を活かし、新たな公園像を創造するという考えで整理させていただいております。

こういった三つの視点をさらに S 字園路で区分された区域ごとにとり組を整理してまいりました。

日比谷公園の状況をご確認いただきたいと思っております。赤い線で囲われた部分が日比谷公園となっております。この中に大きく S 字園路で区分された四つの区域がございます。①から④、これらにはそれぞれの特性がございます。

右側の四角で書いてございますが、区域①中央部分でございますが、日比谷公園最大のオープンスペースである日比谷公会堂から小音楽堂の空間、こういったところは、憩いや賑わいの中心の場となっていたり、あるいは雲形池など、歴史文化資源もある場所となっております。

区域②でございますが、日比谷見附の石垣や、心字池、そういった歴史資源が数多く残されるとともに、第一花壇など近代洋風公園を象徴するランドスケープもございます。

区域③でございますが、テニスコートや健康広場、こういったものが立地し、運動や健康づくり多目的な活動の場となるとともに、非常に皇居とも近いエリアとなっております。緑の緑地のネットワークの結節点ともなっております。

区域④でございますが、大音楽堂や日比谷公会堂など、長い歴史を通じてコンサートや催事が行われる文化発信の場となってきてございます。

こういったエリアの外側に、日比谷公園の四方をそれぞれ性格の異なるまちと面しているような状況です。例えば上側にありますが、霞ヶ関のような官庁街。右側になりますが、皇居と接しているようなエリア。あるいは下側は、丸の内や有楽町などのビジネス拠点、あるいは日比谷内幸町のような文化・交流・迎賓・業務機能のエリア。あるいは左側にあります、業務・商業・機能等が集積した新橋・虎ノ門エリア、こうしたそれぞれ、特性のあるまちがこの四方にございまして、こういった周辺のまちと日比谷公園

とのつながり、つなげていくそういったことが日比谷公園の再生においても必要かと考えてございます。

先ほど、のこす、かえる、つくるという三つの視点から整理いたしまして、今後、取り組むべき主な内容を今回、事務局から専門部会のほうに提案させていただきました。

まず、「のこす」であります。これを考えるに当たっては、かつての江戸城日比谷御門外の近くにある場所であったり、あるいは江戸期の上屋敷などを経た上で、明治に整備された国内初の近代的都市公園であるというようなことや、その後の我が国が近代化に向けて進んでいく中で、公園のあり方を先駆的に示してきたのもこの日比谷公園であるかと考えてございます。

こうした歴史を伝えていくことを踏まえ、主な取組案として取りまとめさせていただきました。

具体的な取組案といたしまして一つ目ですが、雲形池、日比谷見附跡、第一花壇など、あるいは建造物としては、日比谷公会堂などもございます。こういった歴史的な資源を保全、修復し活用していくということも必要だと思っております。

次に、真ん中の「かえる」でございます。これを考えるに当たっては、公園の内外からの視認性を高めて、公園の全体像が公園の中でも、あるいは外からも把握しやすくなるようなものとし、公園と周辺とつながりを強めていくという観点からこの取組案を例示させていただいております。

具体的な取組案としては下の写真でございますとおり、日比谷公会堂から第二花壇噴水、小音楽堂までのこうしたビスタ景観の魅力を一層高めていくため、一体的でフラットな広場に大きく変えていくこと。また、周辺の町の状況、先ほど四方のまちの特性をご説明いたしましたが、そういったまちの状況を踏まえて歩道からの入りやすさ、そういったものを加えて、外からの見え方、あるいは見られ方を意識した取組が必要だろうと考えてございます。

右側、「つくる」でございます。これを考えるに当たっては、これからの社会状況なども見据えて、より一層の心身の健康に対する貢献であるとか、地域の関係者との共同、あるいは地域の方々と一緒になって新たな公園像を作り出す、そういった点を踏まえ、取組案として示させていただいております。

特に、先ほどご説明した区域③のエリアにおいては、こうした健康維持のための開放的な空間を新たに創出していくということを示させていただいております。また、皇居

外苑であるとか、先ほど申し上げました周辺のまちとのつながりを持たせるなど、新たな回遊性を高めていく取組を必要というに考えてございます。

事務局としては、こうした主な取組事例を専門部会に示したところではございますが、さらなる議論を深めていくとともに、より細部の検討を行っていくために、専門部会の各委員からは幾つかの踏まえるべき留意事項について、ご提言をいただいているところでございます。

それが下の四角になってございますが、計画策定に当たっての主な留意点として取りまとめさせていただいております。

一つ目として、様々な公園施設は場所が有するポテンシャルや利用状況を踏まえ、それに応じたハードとソフト、ハードだけじゃなくて、ソフトの取組も考えて、複合的に検討すべきであろう。

二つ目として、どのような目的でこの公園に来園してもらうのか。あるいは、園内をどのように回遊してもらうのか。あるいは、公園以外の周辺の地域のエリアも含めた回遊、そういったものも考えていく必要があるだろう。

三つ目といたしましては、先ほどの四つの区切りを例示しておりましたが、その区域だけを考えるのではなく、園内の効用を最大化するため、その区域の区域との関係性にも着目して考えていくべきだろう。

四つ目としまして、公園の外から見え方、周辺のまちの性格、それを踏まえた公園としてのまちへの開き方を考えていく必要がある。

五つ目としまして、公園が持続的に発展するため、公園に来られる利用者、あとその周辺のステークホルダーとも、その関係性を意識しながら取組を考えていく必要があるだろう。

最後に、公園の質を高めるためには、行政だけの取組ではなく、民間資金や民間ノウハウ、そういった活用も視点として取り入れていくべきだろうというようなご意見を頂戴したところでございます。

こうした留意事項を踏まえまして、さらに検討を深めていくとともに、主な取組例としての代表的な事例だけご紹介させていただいておりますが、より細部の検討を進めていきたいと考えてございます。

本日は専門部会での議論の途中経過を報告させていただいているところではございますが、審議会の各委員の皆様からも、この踏まえるべき留意事項、あるいはお気づきになったご意見、そういったものを今回、頂戴したいと考えてございます。

最後にスケジュールとなります、今回6月30日に審議会の報告となっております。11月に中間のまとめをいたしまして、パブコメを行う予定です。この中間のまとめの間には、先ほど下村部会長からもお話がありましたとおり、専門部会での審議の回数を増やして、2回ほど実施する予定として考えてございます。それを取りまとめた上で、中間のまとめでの報告とさせていただきたいと考えてございます。最終的には、今年度末、令和3年3月の答申に向けて、さらなる検討を進めていきたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○高梨会長 どうもありがとうございました。

前回の審議会におきまして、下村部会長からご報告いただき、日本を代表する公園として、新たな将来像と申しますか、そういうものをどのような観点から実現していったらいいのかというようなことで、いろいろご説明いただき、委員の皆様からご意見をいただきました。

機能面、それと展開の方向、それと土地の使い方、あるいは施設設備、あるいは、管理運営に関わる民間の活力の活用といったような多面的なご意見をいただいたわけでございます。そういったものも含めて部会のほうで、さらに詰めていくに当たっての視点と留意点ということで、ご指摘があったということで、今回は、特に計画策定に当たっての留意点について、さらに議論を深めていきたいということでございます。

その点についてこの審議会でご意見をいただきまして、さらに部会のほうで検討をいただくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願ひいたします。

林委員、どうぞ。

○林委員 日比谷公園の質を高めていくために、民間資金や民間ノウハウの活用について検討するんですが、非常にいいことだと思います。21世紀ですから、民間の力をかりて、日比谷公園を使い勝手のよい公園にしたほうがいいと思います。例えばロンドンのハイドパークとかニューヨークのセントラルパークとかにも劣らない公園にしたいと思ひます。

○下村副会長 下村です。民間資金をしっかりと活用して、国際的に誇っていける公園にすべきだというようなご意見ですね。

了解いたしました。

○林委員 正直いって汚いです。よく使って利用していますが、日比谷公園は特に内幸町サイドが非常に汚い、そう思います。内幸町のほうは、余りきれいではないと思いますということです。

○下村副会長 はい、了解しました。

○高梨会長 民間活力を活用しながら世界に誇るようなものにしていくという方向で検討していただきたいというご趣旨と、内幸町のほうが少し周辺とのリンクといたしますか、そういうものが十分ではないんじゃないかというような趣旨として、理解してよろしいですか。

○林委員 はい。

○高梨会長 ほかにございますか。いかがでございましょう。

八塩委員、どうぞ。

○八塩委員 八塩です。

今、見させていただいて思ったことは、のこる、かえる、つくるの共通項として、今ふうにいうとSDGsなのかなと思ったんですね。SDGsというような例えば、全てのテーマ、三つの視点に共通した一つの大テーマのようなものを一つ作ると非常に日比谷公園の顔として分かりやすく伝わるのかなと思うんですね。

今、やはり世界的にもSDGsが注目を集めているってところがありますので、たまたま思い浮かんだわけですが、全ての公園の再生計画に必要だと思いますが、この公園はこういうキャッチコピーで、大テーマで再生しましたと、あるいは再整備しましたというところがあると、非常にマスコミにもキャッチーに伝わりますし、都民の皆さんにも、そして世界的にも伝わりやすいのかなと思いました。

やはりこういった場ですので、インバウンドの方もビジネスマンの方もたくさん来る場所ですから、その中でもこの日比谷公園という場所は、今最も重要とされているSDGsの観点から再整備されましたということが伝わるというのは、国にとっても非常にメリットがあるんじゃないかと思いますので、そういったまちのブランディングとなると思いますけれども、そういう観点もぜひ持っていただきたいなと思いました。意見です。

以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。

前回、アピール性をどういうふうに高めていくかというようなことで、ご意見がございました。具体的にSDGsというような一つの取組を通じてという貴重なご意見をいただきました。ありがとうございます。

○下村副会長 下村から一言よろしいですか。

○高梨会長 はい、どうぞ。

○下村副会長 事務局のほうでも、八塩委員からご提言いただいたような何か一言で表現できる大きな再生のテーマはなんだろうかということについて検討し始めていただいています。ただ、今回、提示できるまでにいたりませんでした。ご示唆いただいたSDGsのことなんかについても含めて、検討していただこうと考えております。ありがとうございました。

○高梨会長 ありがとうございます。では、そういうことでこれから詰めていただくということでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにご意見、ご質問等ございますか。

金子委員、どうぞ。

○金子委員 金子です。3回の部会でご検討されているということで、引き続き検討されていることですので、意見ということで申し上げます。

検討された方向性というのはそのとおりかと思ひます。それで、具体的な意見ということになるかと思ひますけども、残すということと、時代とともに変えていくというものがあるかと思ひますが、2ページの資料で、大きく四つの区分に分けられて非常に分かりやすいかと思ひます。

私の理解としては、区域1とか2という部分については、形として残すということに重きを置いたようなエリア。

そして、区域4、公会堂、図書館、音楽堂があるところはどちらかというとな機能的に残す。もちろん、歴史的建造物としての価値ということは置いておいて、機能としては残すという形で、施設としては時代とともに変わっていくかもしれないと思ひております。

そして、区域3の部分は日比谷公園の歴史を振りかえってみても、時代によって一番変わってきたエリアかなと思ひております。

そういう意味でいきますと、この区域3というのは時代によって変わってくるのかと感じています。このエリアですけれども、ここは二つの考え方があって、西側、霞ヶ関側の部分というのは児童遊園地のような時代もあったかと思うんですけども、時代、時代に応じて、その場の需要にこたえていくということで、今は健康運動の空間もあったりするかと思うんです。

そういう意味で、この空間というのはこれからの時代に合わせたような空間になってもいいかなということです。

今の時代ですと、健康ということ 키워ワードで、そこの空間づくりをしていくということも一つかと思えます。

それと、変えていくときに、ここもまた検討になるかと思うんですが、施設を作っ、応えていくのか、都心の中のこういった自然空間を作っておいて、使い方、利用の仕方でいろいろアレンジをしていくような形、両方あるかと思うんです。長い時代を見ていくと、そういった少し、多様性があるような空間として、使い方、使いこなしていくというような考え方もあるのかなと思います。

長くなって申し訳ありません。もう一点だけ。それから、テニスコートと陳列場もある意味時代に応じて発展していた場所かと思えます。これについては、テニスコートと陳列場の使用状況というのは私もよく分からないんですが、その利用状況ということ鑑みて、検討するかと思うんですが、場合によってはこの空間というのは日比谷公園という中央公園として、公園文化をいかに発信していくかということで、これからは違う役割もあるのかなと。違う形で、公園文化を発信していくような場としてもいいかなと感じております。こんなことを感じておりますので、部会でもご検討いただけたら幸いです。

長くなりましたが以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。

ただいまのご意見について、特段、異存はないと思いますので、検討を進める中で、ご意見をどうするか方向性を見定めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

ほかにご意見はございますか。

服部委員、どうぞ。

○服部委員 服部でございます。食育基本法の中に、日本の伝統的なものを後世に残すという区分があるんですけども、この公園というのはいろいろな人たちが集まりますので、若者たちもたくさん来ていただくためにも若者向けのもの、それから、これから大きくなる子どもたちにも日本のよりよい伝統的な文化をどこかに表示していただき、そういう場所を作っていただいて、ぜひ日本の大切なものを次世代に残していくという事で、この公園に来ていただく人たちが、それに大いに気づいていただくようなものを作っていただきたいと思っております。

以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。

今後の部会の検討の中で、ただいまのご意見につきまして、検討に反映をしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○服部委員 ありがとうございます。

○高梨会長 ほかにございますか。

亀田委員、何かご発言がありましたらいかがでございますか。亀田委員、何かご意見、ご質問ございますか。

○亀田委員 今回は特にございません。

○高梨会長 分かりました。ありがとうございます。

ほかにご意見なり、ご質問がございますか。

ないようでしたら第3号議案を終了とさせていただきます。

以上をもちまして本日の議事は終了いたしました。テレビ会議形式ということで、不慣れな点が多々ございましたので、議事録の確認をよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、司会を事務局のほうにお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

○園尾管理課長 長時間にわたりますご審議、ありがとうございました。

以上をもちまして本日の審議は終了でございます。

会長からもございましたが、本日は初めての試みということで、テレビ会議形式でやらせていただきまして、私どもも不慣れな面もございまして多少、不手際がございましたがその点はおわびさせていただきます。

今後、慣れていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。また、委員の皆様にはその点を補っていただくようにご協力いただきまして厚くここに御礼を申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

—了—